

「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画(中間案)」に対する府民意見募集の結果

1. 意見募集期間 平成25年5月24日(金)～6月13日(木)

2. 意見提出者数 3名

3. 意見の要旨とこれに対する府の考え方

番号	項目	意見の要旨	府の考え方	修正箇所
1	総論	他府県の学校に通学している場合で休校措置の取扱い(又は外出自粛の取扱い)が京都と異なるときは、どのように行動すればいいか。	近隣府県との対策に齟齬が生じることがないように関西広域連合や近隣府県と連携しながら対策を進めることとします。	
2	総論	対策の実施について、京都市内においては、京都市長が知事と同様の役割を果たすのか。	患者の調査や入院措置、サーベイランスなど、感染症法に基づく対策については、保健所設置市である京都市は、府と同等の役割を担うこととなります。	
3	全体	指定(地方)公共機関について、用語解説もなく、計画の文章にも定義がされていない。どのような機関を指すのか説明が必要ではないか。	指定(地方)公共団体は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国や都道府県が医療やライフライン等を担う事業者を指定するもので、その旨の記述を追加します。	P11
4	総論	「個人レベルで食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める」とあるが、どの程度の備蓄が必要か計画で明らかにすべきではないか。	国のガイドライン案では約2週間分が推奨されており、国ガイドラインの策定後、お示しする予定です。	
5	全体	緊急事態宣言が出された場合に、外出自粛や施設の使用制限などの要請や指示ができることになっているが、強制力はあるのか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく各種の措置については、医薬品等の保管命令(法第55条第3項)を拒み隠匿する行為や立入検査(法第72条第1項・第2項)の拒否に対して罰則を伴う措置もありますが、外出自粛の要請(法第45条第1項)については、罰則はありません。 また、施設の使用制限については、要請(法第45条第2項)に加えて、要請に応じない場合には、指示(法第45条第3項)ができることとなっており、また、その旨公表もなされ施設管理者は指示に従っていただくこととなりますが、罰則はありません。	
6	総論	実施体制について、「有識者会議」と「専門家会議」の2つの会議があるが、2つの会議の役割分担について、もう少し詳しく書くべきではないか。	有識者会議においては対策全般について検討しますが、特に医療・衛生に関することなど個別の問題を検討する場合には、必要に応じ分野ごとの専門家に意見を訊くなど、役割を明確化することとしています。	P15
7	総論	「各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する」とあるが、国際観光都市である京都の風評被害の防止については、国内だけでなく海外に対する外国語による情報提供についても考慮すべきではないか。	府ホームページでは、英語・中国語・韓国語による広報も行っています。 今後も活用可能な媒体について検討を進め、風評被害を抑制するための情報提供等の対策の充実を図っていきたく考えています。	

番号	項目	意見の要旨	府の考え方	修正箇所
8	全体	<p>京都は外国人旅行者が多く、外国から帰ってきた帰国者の人も含め新型インフルエンザにかかっていないかということをよく調査するのが大切だと思う。</p> <p>また、早急にワクチン接種を行うこと、医療体制を整えておくこと、水・食料品を蓄えておくことが大切だと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、帰国者等に係る相談体制や医療体制の整備など、府民の生命・健康を守るための対策を、関係機関とも連携しつつ、適切に進めていきたいと考えています。</p>	
9	総論	<p>「接種順位に関する国の基本的な考え方」が示されているが、実際に発生した場合、接種順位は都道府県が決めることになるのか。</p>	<p>ワクチンの接種順位については、複数の考え方の中から、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ国が決定することとなります。</p>	
10	総論	<p>WHOによるフェーズの見直しがあるとの報道があったが、そうなると記載されている発生段階も変わることになるのか。</p>	<p>WHOが警戒水準に係る新基準案を公表しましたが、これにより本計画に不整合が生じることがないように記述を追加します。</p>	P25
11	海外発生期	<p>舞鶴港及び宮津港に入港する船舶の検疫については、客船についても記述すべきではないか。</p>	<p>客船についても記述を追加することとします。</p>	P37

◇府行動計画(中間案)に対する意見等(関係機関)

2013/6/18

番号	項目	機関名	意見内容	府の考え方	修正箇所
1	全体 緊急事態宣言時の措置の実施に係る事前協議について	京都市	<p>法では、府域において緊急事態宣言がされている場合、知事は必要に応じて、市民に対する外出自粛要請や学校、保育所、興行場等の使用制限を要請、指示することができるが、当該権限が行使されると社会的に大きな影響が想定される。</p> <p>このため、発生前の段階(未発生期)から、あらかじめ、権限行使に係る考え方等について協議を行うこと及び緊急事態宣言時に権限を行使されるに当たり、十分な調整を行うことを貴府行動計画に記載するよう御検討願いたい。</p> <p>【例】 ○「Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」 「3. 新型インフルエンザ対策実施上の留意点」 「3.3 関係機関相互の連携協力の確保」について 対策本部間の連携の記述であるが、対策本部設置前からの連携も必要であることから、以下の記載を追加する。 「なお、京都府は、新型インフルエンザ等感染症の発生前から緊急事態宣言がされている場合の対応等について、関係市町村と協議を行うしておく。」</p> <p>○「国内発生早期」<国内感染期>、「小康期」の「緊急事態宣言がされている場合の措置」に係る記載について 「府域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。」について、「府域において緊急事態宣言がされている場合には、関係市町村と事前協議のうえ、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。」とする。</p>	<p>平時において、非常事態宣言がされる場合の対応等について、市町村と意見交換する旨を記述します。</p> <p>緊急事態時の措置に係る事前協議については、特措法の趣旨に鑑み、協議等のいとまがない場合も想定されることから、原文通りとします。 ただし、実際の運用においては、可能な限り協議に努めたいと考えています。</p>	P7
2	総論 5.1 国の役割について	長岡京市	<p>①【国の】基本的対処方針とすべきではないか。 ② 基本的対処方針の説明が必要ではないか。</p>	<p>基本的対処方針の定義については記述します。</p>	P10
3	総論 5.2 地方公共団体の役割について	長岡京市	<p>(3)市町村の2行目 …「発生時の要配慮者」「要配慮者」の説明が必要ではないか。 国のガイドライン(P207)では、【要配慮者】となっており、各市町村が定めることとなっているため。</p>	<p>国ガイドライン(案)に新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者や障害者が対象とあり、注記を入れます。</p>	P11

番号	項目	機関名	意見内容	府の考え方 住民接種、要援護者に関する記述を追加します。	修正箇所 P11 P31
4	<p>総論</p> <p>市町村が行動計画を作成する際の基準となるべき事項について</p>	京都市	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第7条(都道府県行動計画)では、都道府県行動計画に掲げる事項が規定されており、同条第2項第3号において「市町村及び指定地方公共機関が、それぞれの行動計画及び業務計画を作成する際の基準となるべき事項」と規定されている。</p> <p>今後、貴府行動計画を踏まえ、本市行動計画を作成していく予定であることから、貴府行動計画において、市町村が作成する際の基準を明記するようお願いしたい。</p> <p>貴府行動計画案では、保健所設置市である本市は、「都道府県に順じた役割を果たすことが求められ、府と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく」としている。このため、新型インフルエンザ等感染症対策の実施に当たり、特に「医療」に関する取組については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づき、貴府との適切な役割分担のもと、効率的な取組が展開できるよう御配慮願いたい。</p> <p>【例】 ○<<未発生期> 「(2)-2. 通常のサーベイランス」 ① 府及び京都市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関(指定届出機関)において、患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</p> <p>「(4)-1 対策実施のための準備」 ③ 水際対策 府及び京都市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。</p> <p>「(5)-1 地域医療体制の整備」 ④ 府は、京都市と連携し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を要請するとともに、京都市は必要に応じて京都市の取組を支援する。</p> <p>⑤ 府は、京都市と連携し、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を要請するとともに、京都市は必要に応じて京都市の取組を支援する。</p>		
5	<p>保健所設置市の役割について</p> <p>全体</p>	京都市		<p>サーベイランス及び疫学調査については、政令市も都道府県と同等に対応することになるため、京都市を追加します。</p>	p28 p30
				<p>「京都市と連携し」としており、京都市の対応を拘束するものではないので、原文通りとします。</p>	-

番号	項目	機関名	意見内容	府の考え方	修正箇所
6	未発生期 (3)-2 体制整備等	宇治市	1. 市町村の相談窓口の設置について 京都府行動計画中間案P28に記載されている「未発生期」の対応について、「府は専用コールセンターを設置」「市町村に対し相談窓口を設置」となっているが、この役割分担はどのようなものを想定されているのか。	国ガイドライン(案)において、市町村は、疾患に関する相談のみではなく、生活相談を含む体制を構築する必要があるとされており、記述を追加します。	P29
7	国内感染期 (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置	長岡京市	① 生活関連物資等の価格の安定等 「それぞれの行動計画で定めるところにより」とあるが、ここでは具体的な記述が必要ではないか。	市町村の業務としては、国又は府が各種法令に基づいて行う価格対策に関する情報を、住民や関係機関に適切に提供するなど広報等に努めるということが想定されます。	-
8	未発生期他 (3)-2 体制整備等	井手町	府と市町村それぞれが相談窓口を設置するとされているが、前回の流行のときに、保健所が市町村に対してスタッフ派遣を依頼することを検討しているのか。限られた職員(保健師等)で両方の相談業務に対応するのは困難。 また、相談窓口は24時間体制で実施することを検討されているのか。		
9	未発生期他 (6)-3 要配慮者への生活支援	井手町	要配慮者への対応等において、「その具体的手続きを決めておくよう要請する」とあるが、強靭性である可能性があることから専門的な知識や対策が必要である。よって、具体的手続きについては、市町村の規模ごとの具体的な対策の例示とともに、ガイドライン策定にあたっては、圏域での会議や意見交換等の支援を講じていただきたい。		
10	未発生期他 (6)-5 物資及び資材の備蓄等	井手町	物資及び資材の備蓄等について、市町村によって内容にばらつきが出ないように、具体的に例示いただきたい。	今後、国から示されたいと考慮しています。 まえ検討していき考えています。	-
11	国内発生早期 (6)-3④生活関連物資等の価格の安定等	井手町	生活関連物資等の価格の安定等について、府及び市町村がこれを行うとされているが、役割分担について市町村の実務が可能な範囲で十分検討いただき、具体的に例示いただきたい。		
12	国内感染期 (5)-4在宅で療養する患者への支援	井手町	在宅で療養する患者への支援について、移送方法や遺体の扱い等、慎重な扱いが求められるため、具体的に例示いただきたい。		

◇政府行動計画のパブリックコメント案からの修正内容等について

項 目	政府行動計画 (平成25年6月7日閣議決定) パブリックコメント案からの変更内容	京都府行動計画(案) 左記の変更への対応
全 体	感染拡大防止対策→感染対策	該当箇所を同様に修正
	感染予防策→感染対策	
	感染拡大の抑制→まん延防止	
予防接種	住民に対する予防接種→住民接種	
その他	※誤字・脱字や字体・フォントなど体裁面の修正	必要に応じ適宜修正